



新型コロナウイルス感染症に対する支援策を特集しました。

理事長挨拶

コロナ感染拡大をうけて～変化が求められる生衛業経営～



日頃から当指導センターの事業につきましてご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活にこれまで経験したことの無い甚大な影響を与え、県民の生活に密着した生活衛生業を営む私たちの経営も大きな痛手を受けています。

そのような中、私の美容業組合では中小企業診断士の先生との対談の中で分かった感染症対策における美容業の弱み（お客様と接触する、距離が近い、時間がかかるなど）に対して、これまで以上の衛生対策、お客様や従業員の体調への配慮、予約受付による時間の短縮など、美容室も「お客様に安心が見えるお店」へ変化していると感じています。

今回、当センターでは、国や県、市町の支援策や日本政策金融公庫の融資制度等の情報を掲載することで、今後の「新しい日常」が定着する社会に対応できる事業者へ変化して頂くために少しでもお役に立てればと考え、この機関誌を発行しました。

最後になりましたが、県や市町、政策金融公庫更には衆議院議員古川康先生や佐賀県生活衛生業振興議員連盟の先生方から私たちの支援に関する多くの貴重な情報を頂き、本当に有難うございました。

【編集・発行】公益財団法人 佐賀県生活衛生営業指導センター

〒840-0826 佐賀市白山一丁目2-13

☎・FAX：0952-25-1432

URL <https://www.seiei-saga.or.jp/>

～この号を発行するにあたって～

本来なら、この「生衛さが」は、県や政策金融公庫の情報、指導センターが実施した各種の事業、生衛組合の取組み、更には長年生衛業界に貢献された方達の功績を称える表彰受賞者の方の紹介など、県民の方の生活に密着した生活衛生営業の取組みを、生衛業者を始め広く県民の方にご紹介させて頂く手立てとして作成・発行しています。

しかし、この度の新型コロナウイルス感染症の世界的な広がり、私たちの業界においても「満員御礼」から「3密回避」へなど、これまでの経営を大きく転換せざるを得ない事態になっていると思っています。

このため今回の「生衛さが」においては業界の方を対象として、新たな経営方針への転換などに対する国や県、市町、政策金融公庫などの各種支援策を紹介することにより、少しでも事業者の方のお役に立てればと考え、今回特集号とさせて頂きました。

しかし、国や県・市町等では、多種多様な支援策が講じられており、しかも局面の変化に応じた支援策は、短時間で内容が変更になるなど、ご紹介した制度は支援策の一部であり、生活衛生営業者の皆様にとって十分なものとはなっていないかもしれません。

そのため、新たな支援策や制度の詳細等、支援策の情報については、国や県など関係する機関のHP等で必ず確認をお願いします。

(公益財団法人) 佐賀県生活衛生営業指導センター 事務局

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援等一覧

令和 2 年 9 月 17 日 (木) 時点

○金融支援 資金繰りのお悩みに関する支援等

名 称	支援の概要	条件等の概要									
<p>【日本政策金融公庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 (お問合せ先) 平日 : 0120-154-505 土日祝 : 0120-112476 (国民) 0120-327790 (中小) <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別利子補給制度 (お問合せ先) 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515 	<p>支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小事業最大 6 億円、国民事業最大 8,000 万円 ・ 設備 20 年以内、運転 15 年以内 (うち据置 5 年以内) ・ 3 年間金利引下げ及び利子補給 中小事業最大 2 億円、国民事業最大 4,000 万円 ・ 既往債務の借換による実質無利子化の対象 	<p>条件等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 % 以上減少。この比較ができない場合の要件あり。 ・ 中小企業については、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれることが必要。 <p>(利子補給の要件)</p> <p>次のいずれかに該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高 ▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高 ▲15%以上</td> <td>売上高 ▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高 ▲20%以上	法人	売上高 ▲15%以上	売上高 ▲20%以上
	小規模事業者	中小企業者									
個人	要件無し	売上高 ▲20%以上									
法人	売上高 ▲15%以上	売上高 ▲20%以上									
<p>【佐賀県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金 ※ 国による全国一律の制度 (お問合せ先) 佐賀県産業政策課 : 0952-25-7182 (平日) <p>2</p>	<p>支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大 4,000 万円 ・ 資金使途 (運転資金、設備資金) ・ 運転、設備とも 10 年以内 (うち据置 5 年以内) ・ 保証料ゼロ、3 年間全額利子補給 ・ 申込期間 : ~ 令和 2 年 12 月末 	<p>条件等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証の市町の認定が必要 									

○ 給付支援 給付金等による支援

名 称	支 援 の 概 要	条 件 等 の 概 要
<p>3</p> <p>【経済産業省】 持続化給付金 資料Ⅲ</p> <p>(お問合せ先)</p> <p>0120-115-570 (8/31までに申請済の方)</p> <p>0120-279-292 (9/1以降に新規申請される方)</p>	<p>・ 上限額：法人200万円、個人事業者100万円 ただし、昨年1年間の売上からの減少分が 上限</p> <p>・ 申請期限：令和3年1月15日</p>	<p>・ ひと月の売上が前年同月比50%以上減少</p> <p>・ 2019年創業の場合等の特例あり</p>
<p>4</p> <p>【佐賀県】</p> <p>佐賀型 チャレンジ事業者持続化支援金</p> <p>(お問合せ先)</p> <p>佐賀県対新型コロナウイルス事業者向け支援制度相 談センター</p> <p>0952-25-7462 (9:00~17:00)</p> <p></p> <p>* 詳しくはこちらをご覧ください。</p>	<p>・ 上限額：法人200万円、個人事業者100万円 ただし、想定する事業収入等からの減少分 が上限</p> <p>・ 申請期限：令和3年1月15日</p>	<p>・ 申請時点で国の持続化給付金に申請しておらず、今 後も申請の予定がない</p> <p>・ 2020年1月以降に事業開始、又は2020年1月以降に 事業拡大(店舗増加等)し、その後1月以上の売上 あり</p> <p>・ 開始または拡大後の売上高減少要件(50%以上減 少)</p>
<p>5</p> <p>【経済産業省】 家賃支援給付金 資料Ⅳ</p> <p>(お問合せ先)</p> <p>家賃給付支援金コールセンター</p> <p>0120-653-930 (8:30~19:00)</p>	<p>・ 上限額：法人600万円、個人事業者300万円 (申請時の直近1ヵ月における支払賃料 (月額)に基づき算定した給付額(月額) の6倍)</p> <p>・ 申請期限：令和3年1月15日</p>	<p>以下の①②③を全て満たす事業者</p> <p>① 資本金10億円未満の中小事業者(フリーランス含 む)</p> <p>② 売上高減少要件</p> <p>③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支 払い</p>

○雇用支援 雇用についてのお悩みに関する支援

名	称	支援の概要	条件等の概要
6	<p>【厚生労働省】雇用調整助成金の特例措置 (お問合せ先) 厚労省コールセンター 0120-60-3999 佐賀労働局職業対策課 0952-32-7173 最寄りのハローワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休業手当、賃金等の助成 ・中小企業 4/5 (解雇なしなどの上乗せ要件を満たすなら10/10に拡充) (上限15,000円/日) 	<p>以下の条件を満たす事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響により経営環境が悪化、事業活動を縮小している ・生産指標 (売上高等) 減少要件 (最近1ヶ月で前年同月比5%以上) ・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
7	<p>【佐賀県】雇用調整助成金等支援事業 (お問合せ先) 佐賀県雇用調整助成金等支援事務局 0952-20-8320</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク単位で配置した支援員による雇用調整助成金の申請支援 (制度説明、申請に関するアドバイス) ・設置期間 令和2年9月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

○設備投資、販路開拓支援、設備投資、販路開拓についてのお悩みに関する支援

名	称	支援の概要	条件等の概要
8	<p>【経済産業省】小規模事業者持続化補助金 〈コロナ特別対応型〉 資料 V (お問合せ先) 佐賀県商工会連合会 0952-26-6101 日本商工会議所小規模事業者持続化補助金 事務局 03-6447-5485</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画に基づく販路開拓等を支援 ・上限額：100万円、補助率 2/3 または 3/4 (事業再開枠：定額補助 上限 50万円、コロナ対策が特に必要な特定業種：さらに上限 50万円 上乗せ) ・ 2/18以降の経費支出も対象 ・交付決定額の50%を概算払可 (売上が20%以上減少している場合) ・第 4 回締切 令和 2 年 10 月 2 日 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別枠：補助対象経費の 1/6 以上が①サブライチェーン毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境整備のいずれかに合致する投資であること
9	<p>【経済産業省】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉 (お問合せ先) 佐賀県商工会連合会 0952-26-6101 日本商工会議所小規模事業者持続化補助金 事務局 03-6447-2389</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画に基づく販路開拓等を支援 ・上限額：50万円、補助率 2/3 (事業再開枠：定額補助 上限 50万円、コロナ対策が特に必要な特定業種：さらに上限 50万円 上乗せ) (2020年 1 月 1 日以降創業の場合は100万円) (特定創業支援等事業の支援を受けた場合は100万円) ・第 3 回締切 令和 2 年 10 月 2 日 ・第 4 回締切 令和 3 年 2 月 5 日 	
10	<p>【経済産業省】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〈一般型・グローバル展開型 (特別枠含む)〉 (お問合せ先) ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品・サービス開発や生産プロセス改善等に必要設備投資等を支援 ・一般型：上限1,000万円 ・グローバル展開型：上限3,000万円 ・通常枠補助率：中小 1/2、小規模 2/3 特別枠 A 類型 2/3、B・C 類型 3/4 ・ 4 次締切 令和 2 年 11 月 26 日 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別枠：補助対象経費の 1/6 以上が①サブライチェーン毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境整備のいずれかに合致する投資であること

<p>11</p>	<p>【経済産業省】 IT導入補助金〈一般型（特別枠含む）〉 （お問合せ先） IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITツール導入による業務効率化等を支援 ・ 30万円～450万円、補助率：1/2（特別枠は2/3）※特別枠はハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象 ・ 8次締切 令和2年10月2日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別枠：補助対象経費の1/6以上が①サプライチェーン毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境整備のいずれかに合致する投資であること
<p>12</p>	<p>【佐賀県】 さがものづくり企業販路拡大支援事業費補助金 （お問合せ先） 佐賀県ものづくり産業課 0952-25-7421</p> <p></p> <p>* 詳しくはこちらをご覧ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり事業者等で構成される団体等が一丸となって販路拡大に取り組み展示会等への出展を支援 ・ 上限額：500万円（共同出展事業者数が5社以上10社以下）又は1,000万円（共同出展事業者数が11社以上） ・ 補助率：2/3以内（所定の条件を満たせば3/4以内） ・ 2次締切 令和2年12月15日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県内において生産や研究開発等の事業又は業務を行うことができるものづくり事業者等で構成される団体等 ・ 応募された事業に対して審査を行い、対象となる事業を採択

○ 税制支援 税制上の支援措置等

No.	名 称	支援の概要	条件等の概要
13	<p>【国税】 納税の猶予制度の特例 (お問合せ先) 国税局猶予相談センター 0120-782-538</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税全般を、1 年間、無担保かつ延滞金なしで納付猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入減少要件 (R 2. 2 から納期限までの一定期間 (1 ヶ月) で前年同期比概ね 20% 以上) 等
14	<p>【国税】 欠損金繰り戻し還付の特例 (お問合せ先) 最寄りの税務署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金 1 億円超の企業も繰り戻し還付が可能に (資本金 10 億円超の企業やその完全子会社等は除外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
15	<p>【国税】 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 (お問合せ先) 最寄りの税務署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資額に応じて税額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等が、テレワーク等のために、経産省認定の経営力強化計画に基づき取得した設備
16	<p>【国税】 消費税の課税選択の変更に係る特例 (お問合せ先) 最寄りの税務署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者が、課税期間開始後に課税事業者選択可 (消費税の還付を受けられる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入減少要件 (R 2. 2 から R 3. 1 月までの任意の 1 ヶ月以上の期間で前年同期比概ね 50% 以上) ・ 消費税申告期限までに申請書提出
17	<p>【県税・市町村民税】 徴収の猶予制度の特例 (お問合せ先) <県税> 佐賀県税事務所 0952-30-3162 唐津県税事務所 0955-73-1551 武雄県税事務所 0954-23-3103 <市町村民税> 各市町の税制担当所属 (市民税課、町民税課等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税全般を、1 年間、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入減少要件 (R 2. 2 から納期限までの一定期間 (1 ヶ月) で前年同期比概ね 20% 以上) 等

18	<p>【市町村民税】 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 (お問合せ先) 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322</p>	<p>・ 令和 3 年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を軽減 (1 / 2 又はゼロ)</p>	<p>・ 売上高減少要件 (R 2. 2 月～10 月の任意の 3 ヶ月で前年同期比 30%～50% 減少; 2 分の 1 軽減、50% 超減少: 免除) (先端設備等導入計画の提出が必要)</p>
19	<p>【市町村民税】 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 (お問合せ先) 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322</p>	<p>・ 現行制度の対象に事業用家屋と構築物を追加 ・ 制度期間延長 (～令和 2 年度→令和 4 年度)</p>	<p>・ 事業用家屋、構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入等計画に位置付けられたもの</p>

○生活資金支援 緊急の生活資金に関する支援

	名 称	支援の概要	条件等の概要
20	<p>【社会福祉協議会】 個人向け緊急小口資金等の特例 (お問合せ先) 佐賀県社会福祉協議会 0952-23-2145</p>	<p>(緊急小口資金) ・ 上限 10 万円 (特例 20 万円)、2 年 (据置 1 年)、無利子 (総合支援資金) (生活支援費) ・ 上限 (単身) 月 15 万円、(二人以上) 月 20 万円 (原則 3 ヶ月分以内) ・ 10 年 (据置 1 年)、無利子 ・ 申込期限 令和 2 年 12 月 31 日</p>	<p>・ 収入減少、生活困窮等</p>

市町の支援策

区分	市町名	名称	目的等	内容	申請期限	問合せ先
給付金・補助金	鳥栖市	鳥栖市事業者3密対策支援事業補助金	新たな生活様式への転換が求められているなか、市内の事業者が 新たに取り組む3密対策や新たな業態（デリバリー、オンライン等） へに対応する事業者を 鳥栖市が支援	補助対象と認められる経費の 4／5以内 ただし、補助限度額は8万円	令和3年2月28日 ※当日消印有効	鳥栖市役所 商工振興課 電話：0942-85-3605 FAX：0942-83-3095
	小城市	事業継続応援給付金	売り上げが20%以上減少した事業者の事業継続を支援します。	【個人事業主・フリーランスなど】 10万円 【法人】20万円（各一律）	令和3年2月15日	小城市 商工観光課 電話：0952-37-6129 FAX：0952-37-6166 メール：shoukoutankou@city.ogi.lg.jp
	上峰町	中小企業・小規模企業応援給付金	前年と比較して20%以上売上が減少した中小企業者や小規模企業者に対して、事業規模や売上の減少率に応じて給付金を支給します。	※前事業年度の売上総額に 応じ、売上高の減少率により給付金額が定められています。 (詳しくは、右記へお尋ねください。)	令和2年10月30日	上峰町 産業課 電話：0952-52-7415
	みやき町	コロナ対策経営支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により著しい影響を受けた事業者に対し、事業の継続を支援することによる経営支援を目的とした左記の給付金を交付します。 (給付対象者など、詳しくは右記へお尋ねください。)	【給付金額】 1 事業者当たり10万円 (1 事業者につき1 回限り)	令和2年10月30日	みやき町 企画調整課 電話：0942-89-1655

(注) 新たな支援策等が創設されている場合がありますので、必ず最新情報を各市町に確認してください。

資料 I

JFC 日本政策金融公庫

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた生活衛生関係の事業を営む方を対象とした「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

ご利用いただける方 (注1)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近 1 ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少 ①過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年 12 月の売上高 ③令和元年 10 月～12 月の平均売上高
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金(注3)
融資限度額	別枠 8,000 万円
利率(年) (注2)	【4,000 万円以内の部分(注4)】 当初 3 年間：基準利率-0.9%、3 年経過後：基準利率 【4,000 万円超】 基準利率
ご返済期間 (うち据置期間)	【設備資金】20 年以内（5 年以内） 【運転資金】15 年以内（5 年以内）
担保	無担保

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」、組合員以外の方で設備資金をご利用の場合は都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が 500 万円以下の場合には不要）が必要となります。

(注2) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

(注3) 組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱となります。

(注4) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初 3 年間で実質無利子となります。

※ 令和 2 年 1 月 29 日以降にご利用いただいた生活衛生セーフティネット貸付、衛生環境激変特別貸付等のご融資も、本特別貸付の要件に該当する場合は、遡及適用が可能です。

※ ご返済期間によって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください、支店の窓口までお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業
佐賀市駅南本町 4 番 2 1 号
0952-22-3342

(2020.2)

制度金融のご案内 (新型コロナウイルス感染症対応資金)

資料Ⅱ

制度概要

佐賀県では、制度金融の枠組みを活用し、新たに民間金融機関で **実質無利子※・無担保・据置最大5年融資**を実施します。あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の **保証料も実質負担ゼロ**にします。

※本制度では、事業者の方がお支払いされた利子分（保証料）を事後的に補給することしているため、「実質無利子・保証料実質負担ゼロ」と記載しています。

対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用して、県の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けられた場合、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2※	保証料ゼロ・金利ゼロ

※本県独自の取組みとして、当該事業者の方の利子・保証料についても事後的に補給するため、すべての事業者の方の金利・保証料の負担が、実質的にゼロとなります。

その他の要件

- 融資上限額 : 4,000万円 (貸付利率 : 1.3%)
- 補助期間 : 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間 : 10年以内 (うち据置期間5年以内)
- 担保 : 無担保
- 保証人 : 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

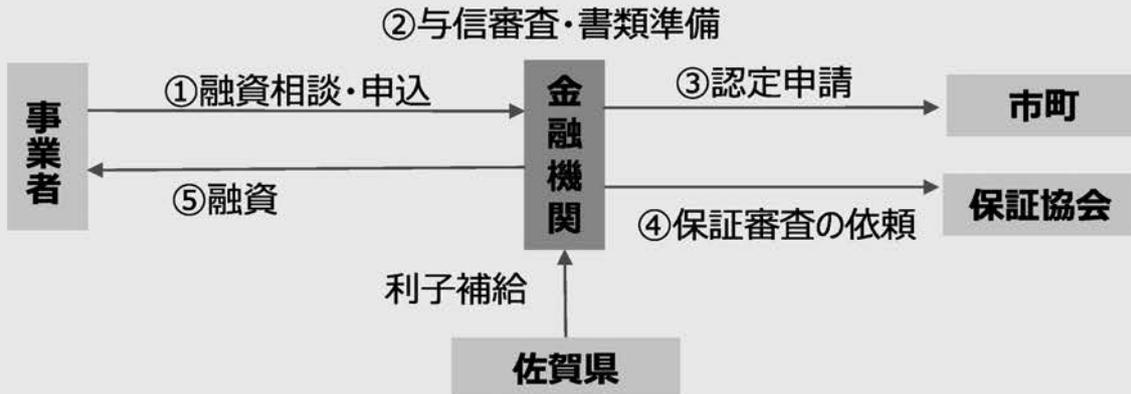
裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
 まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつまで申込みできますか？

令和 2 年12月31日まで申込みを受け付けておりますので、
 まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町の認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



資料Ⅲ



新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日(金)まで申請が可能です。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、小規模事業者 上限 **200万円** フリーランスを含む個人事業者 上限 **100万円**

給付額 ▶ 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金 検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の
内部通報にも対応しています。

0120-279-292

IP電話専用回線

03-6832-6631

受付時間 **8:30-19:00** (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 **9/1(火)～2/28(日)予定**

※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※お電話は大変混み合うことが
予想されますので、ホームペー
ジも活用ください。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

持 続 化 給 付 金 の 申 請 手 続 き 方 法

「申請」の前に準備!

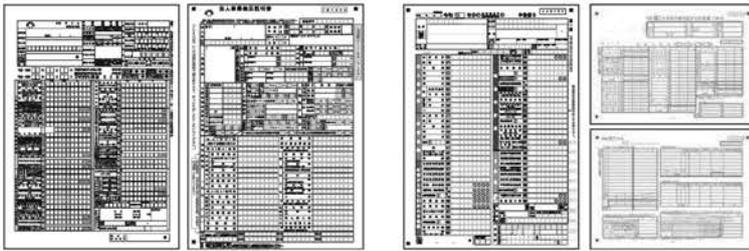
申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

1 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

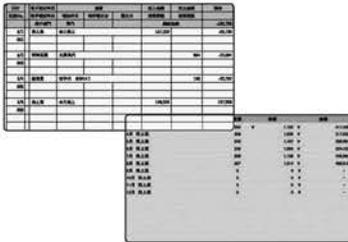
法人

個人



※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

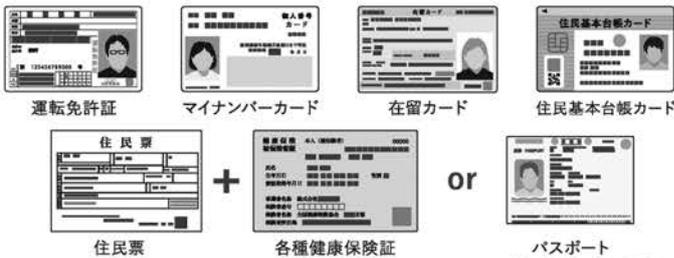
2 売上減少となった月の売上台帳の写し



3 通帳写し



4 (個人事業者のみなさま)身分証明書写し



※このほかの書類が必要となる場合もあります。

詳しくはホームページでご確認ください。

次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。



スマホの場合は

必要書類を撮影して写真をスマホに保存してください。



申請するときの注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求められることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性がありますのでご注意ください。

「申請」の操作はカンタン!

1 「持続化給付金」ホームページにアクセス。

持続化給付金 検索
スマートフォンでもご利用可能です。

2 メールアドレスを入力し、仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

4 マイページに各種情報を入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 ※入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

個人の場合は 本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認

通常2週間程度で、給付通知書を発送
ご登録の口座に入金されます。



家賃支援給付金

資料Ⅳ

に関するお知らせ (2020年8月11日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②**5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 ▶ **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）**の**6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先
【裏面も含む】

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

【～8/31】平日・土日祝 8:30～19:00 【9/1～】平日・日（土・祝除く） 8:30～19:00

※お電話のおかけ間違いには十分ご注意ください。

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場（完全予約制）**にてサポートを行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A 1.以下の書類をご用意いただき、ポータルサイトにて電子申請をいただきます。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書※1等）
 - ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類※2
（銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等）
 - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- } 持続化給付金と同様

※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合もございます。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。

※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合もございます。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

Q2.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A 2.対象ではありません。

Q3.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A 3.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q4.借地の賃料は対象ですか？

A 4.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q5.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A 5.給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

Q6.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A 6.対象ですが、申請要領基本原則編2-4-4の通り、算定に際し考慮される場合があります。

Q7.賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合は給付の対象ですか？

A 7.申請要領別冊2-1.例外①に記載の通り、様式5-1「賃貸借契約等証明書」等をご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

Q8.賃貸借契約書上の賃借人（かりぬし）等の名義人と、実際に賃料を払っている申請者とが異なる場合は、給付の対象ですか？

A 8.申請要領別冊2-2例外②に記載の通り、様式5-2「賃貸借契約等証明書」等の所定の様式に現在の賃貸人の署名を含めご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円、補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※ 「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール

3次締切：8月7日（金）必着

4次締切：10月2日（金）必着

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

別途ご確認ください。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



業種ごとの新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

各業種のガイドラインは

全国生活衛生同業組合中央会の活動について

検索



飲食業	⇒	外食業の事業継続のためのガイドライン
料理	⇒	日本料理業の事業継続のためのガイドライン
食肉	⇒	食肉販売業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
理容	⇒	理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
美容	⇒	美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
興行	⇒	映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
旅館ホテル	⇒	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
クリーニング	⇒	クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

「あたらしい生活様式」による感染防止の基礎知識

感染防止の基本



密集



密接



密閉



②咳エチケット



③手洗い



④換気

① 3密 (3つの密) の回避



- S**afety **安全であること**
- S**anitation **清潔であること**
- S**tandard **安心であること**

3つのS

標準営業約款制度（Sマーク）は、消費者の皆様にご利用頂く際の安全・安心の目印です。
理容業・美容業・クリーニング業・めん類・一般飲食店の5業種で実施しています。

標準営業約款制度登録店（Sマーク標示のお店）は、
消費者の皆さまに
安全・安心・清潔をお約束する**信頼**できる**お店**です。

登録店は、
全国生活衛生営業指導センターの
ホームページ
から見るすることができます。

多くの消費者・利用者の方々に、この制度を知ってもらい、安心して利用いただけるようにしましょう！

組合員を増やしましょう！

各組合では、組合員の増強にご努力いただいているところですが、なかなか成果に結びついていないようです。冊子「組合加入のおすすめ」に、各組合別の組合加入のメリットを記載しています。

**みんなで！
ひとりでも多くのかたに！
組合に入っていていただく！
そして、みんなで組合の存在価値を高めましょう！！**

■ お問い合わせは各生活衛生同業組合まで！！

理容生活衛生同業組合
〒840-0844 佐賀市伊勢町4-4
TEL 0952-23-8793

飲食業生活衛生同業組合
〒840-0814 佐賀市成章町2-16佐賀県婦人会館3F
TEL 0952-41-1040

旅館ホテル生活衛生同業組合
〒843-0301 武雄市武雄町武雄7425
TEL 0954-28-9150

美容業生活衛生同業組合
〒840-0844 佐賀市伊勢町4-4
TEL 0952-25-0625

クリーニング生活衛生同業組合
〒840-0054 佐賀市水ヶ江5-3-13
TEL 0952-23-7245

食肉生活衛生同業組合
〒846-0021 多久市南多久町大字下多久4127
TEL 0952-76-4353

興行生活衛生同業組合
〒840-0831 佐賀市松原二丁目14-16セントラルプラザ3Fシエマ内
TEL 0952-27-5116

料理業生活衛生同業組合
〒840-0831 佐賀市松原3-2-37楊柳亭内
TEL 0952-23-2138